

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

前橋市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 1号事業地域(多面的機能支払交付金事業地域)

#### (1) 現況

本地域は、赤城南麓の急緩傾斜地域から平坦地に位置し、豊富な水資源をため池や農業用水等を効率的に利活用し、米麦を始めとする多種多様な農業生産活動が展開されている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの農業資源を守るため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、地域連携による継続的な農業の生産活動を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を活用し、地域の共同活動による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

### 2 2号事業地域(中山間地域等直接支払交付金事業地域)

#### (1) 現況

本地域は、赤城南麓の比較的急傾斜地域に位置し、2号事業の群馬県特認基準対象地域に指定されている地域(宮城・富士見地区)を対象として事業展開を行っている。

農業者の高齢化が進展する中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手や耕作意欲の減少等による集落機能が低下し、地域共同による農業生産活動や多面的機能の確保が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、将来にわたって持続的で適正な農業生産活動が維持され、洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ、地域の経済活動や生活環境等の改善を図るため、法第3条第3項第2号に掲げる事業を活用し、地域連携による継続的な農業の生産活動を推進することとする。

### 3 3号事業地域(環境保全型農業直接支払交付金事業地域)

#### (1) 現況

本地域は、赤城南麓の傾斜地域から平坦地域に位置し、ため池や農業用水等豊富な水資源を効率的に利活用し、米麦を始めとする多種多様な農業生産活動が展開されている。

農業者等が実施する有機農業や化学肥料と化学合成農薬の5割低減の取組、地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進してきた。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本区域の農業振興地域内では、環境保全に効果の高い営農活動を推進するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を農業者団体等と連携して推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進することとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

実施を推進する区域	実施中の事業
促進計画の全域 (前橋市農業振興地域)	法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業
	実施を推進する事業
	法第3条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

- ・法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金)については、県の基本方針に定める「群馬県水土里保全協議会」へ参画し実施していくものとする。  
また、法第3条第3項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、「推進組織」を活用できるものとする。
- ・法第3条第3項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払)の実施に関し、別紙のとおり定める。
- ・各事業の実施にあたっては、各事業の国及び群馬県で定める要綱・要領等を遵守し各事業の特性を生かした促進計画を実施するものとする。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

## 1 対象農用地の基準

### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

特認基準対象地域

前橋市宮城地区及び富士見地区

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

### (2) その他留意すべき事項

ア 既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置付けた場合には、令和6年度までに既荒廃農地を復旧又は林地化することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

なお、林地化する場合は、農用地区域からの除外及び農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置付けない既荒廃農地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの。）についても、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている

場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とすることができる。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が協定に位置付けられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を前橋市長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置付けたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ、農業生産活動等を行っている農用地については、交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とすることができる。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

## 2 集落協定の共通事項

### (1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

#### ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは生産組織等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

#### イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

### (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定は、令和3年度以降に締結することも可能とする。

### (3) 集落マスタープラン

#### ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

#### イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

### (4) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあつては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、「集落戦略」を作成することをいう。）

#### ア 集落戦略の作成

集落戦略は、6から10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それら農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進するためのものである。

集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い、以下の(ア)から(カ)までの項目について合意形成を図るものとし、作成した集落戦略は、前橋市長に提出するものとする。なお、上記の地図においては、以下に例示される事項を記載するとともに、活動を実践するものとする。

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

また、人・農地プランの実質化と整合を図るとともに、農業委員会が行う農地等の利用の最適化の推進のための活動との連携に努めるものとする。

#### (ア) 協定農用地の将来像

- (イ) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- (ウ) 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- (エ) 具体的な対策に向けた検討
- (オ) 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- (カ) 農業生産活動等の継続のための支援体制

### (5) 加算措置適用のために取り組むべき事項(中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のイの単価を交付する協定)は中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の2から6によるものとする。

### (6) 前橋市の基本方針に盛り込む事項

上記のほか、前橋市が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項がある

と判断する場合には、当該事項を記載する。

(7) 集落協定等の公表

前橋市長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、前橋市は毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(8) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(9) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

### 3 個別協定の共通事項

(1) 個別協定は実施要領第4の2の(1)又は(2)のいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者、これに準ずる者として前橋市長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等（以下「認定農業者等」という。）が、農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受委託について締結されるものであって次のアからカまでの事項を規定したものとす（ただし、カについては加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項）。

- ア 協定の対象となる農用地
- イ 設定権利等の種類
- ウ 設定権利者、委託者名（出し手）
- エ 設定権利等の契約年月日、契約期間
- オ 交付金の使用方法
- カ 加算措置適用のために取り組むべき事項

(2) 前橋市の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合又は群馬県にあっては3ha以上の経営規模を有している者（農業従事者一人当たりの農業所得が群馬県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。）で、実施要領第6の2の(1)のアの(ウ)で定める農業生産活動等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地（農業者が農業生産活動等を行う農用地のうち、当該農業者が所有権を有するもの）も協定の対象とすることができる。

個別協定で、通常単価の交付の対象となるのは、次のとおりである。

- ア 自作地を含まない協定
- イ 自作地を含む協定で、実施要領の運用第7の2の(4)に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として令和6年度までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業(田においては3種類以上、畑においては2種類

以上、草地においては1種類以上の農作業)の受託面積の合計が協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加する場合

(3) 個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めない。

#### 4 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いにより対象者を決定する。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの農業所得が群馬県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）。

ただし、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地（以下「引受地」という。）である場合は、直接支払いの対象とする。

なお、個別協定で農業従事者一人当たりの農業所得が群馬県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者については、上記の引受地のみが直接支払いの対象となる。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、前橋市の農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて前橋市長が認定する者とする。

#### 5 集落相互間等の連携

前橋市は、対象行為の取組み、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取組が円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、前橋市は、担い手のいない集落においても、担い手がいる集落の認定農業者等が利用権の設定等又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努めるとともに、他の担い手のいる集落等との統合及び連携に努める。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該小規模・高齢化集落と他集落との統合及び連携に努める。また、一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等にも努める。

さらに、地域農業の状況等に応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等が行われるよう努める。

## 6 交付金の使用方法

前橋市の交付金の使用方法については、次のとおり前橋市のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

### (1) 集落協定の場合

ア 前橋市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて荒廃農地を防止すること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、地域の状況に応じた交付金の活用が可能である。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 荒廃農地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(カ) 加算措置（棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算）適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既荒廃農地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）

(ケ) その他

ウ 各筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。

（注）農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分する。

### (2) 個別協定の場合

前橋市は、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

## 7 交付金の返還等

### (1) 交付金の返還

ア 協定違反となる場合

一部農用地について荒廃農地が生じ、集落内外の関係者（第3セクター等を含

む。) でこれを引き受ける者が存在せず協定に違反した場合には、協定参加者に対し、当該農用地分について協定認定年度に遡って交付金の返還を求める。

このような事態を防止するため、前橋市や農業委員会は第3セクターや農協等が農用地を引き受けるよう、あっせん、指導等を行う。

なお、協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者又は農業後継者の住宅用地に転用する場合であって、前橋市長が他に適切な住宅用地がないこと及び協定に定める活動等に支障がないことを判断した場合は、当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還を求める。

イ 集落マスタープランに定めた取組が行われなかった場合

中間年における評価で集落マスタープランに定めた取組が適切に実行されておらず、改善の見込みがない場合には次年度以降の交付金の交付を行わない。

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が行われない場合

集落協定及び個別協定で通常単価の要件として取り組むべき事項が令和6年度までに行われなかった場合は交付金額に0.2を乗じた額を協定認定年度に遡って返還する。なお、途中の年度で協定を変更して同事項を定めた協定に関しては当該変更年度からの返還とする。

また、中間年における評価の結果、通常単価の交付要件として取り組むべき事項が行われず、令和6年度までに行われることが困難な場合においても同様の返還措置を講じることとする。

エ 加算措置に係る事項が行われなかった場合

(ア) 棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算について、協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

また、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(イ) 棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算について、協定に定めた取組の目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

(ウ) 集落協定広域化加算について、集落協定に定めた人材の確保（地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を集落協定組織、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織の構成員とすること。）が、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同取組を協定に位置付けた場合には、当該変更年度）（広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合にあつては、令和2年度又は令和3年度に限る。）内に行われなかった場合は、協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめることとし、変更年度以降の当該加算措置の適用を受

けることはできない。

また、取組期間として定めた年度までに、集落協定に定めた取組（人材の確保を除く。）について、その目標が達成されなかった場合には、当該加算額（令和2年度及び令和3年度に当該加算措置の適用を開始した場合には、取組の初年度に交付された部分を除く。）について協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(2) 不可抗力の場合の免責事由

次のような場合は不可抗力として協定認定年度に遡っての返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該年度以降の支払いは行わない。

ア 農業者の死亡、病気、高齢、家族の介護その他これらに類する等により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡若しくは使用させた場合

エ 自己施工により農道又は水路に転用した場合

オ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合

また、アの場合において集落協定の他の構成員が高齢化等により当該農用地を引き受けることが困難であるときは、集落の代表者は速やかに前橋市、農業委員会等に対し受託者、賃借者のあっせん等を申し出る。

8 前橋市における生産性・収益性の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標

前橋市は、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後の生産性・収益性の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関する目標と、その目標の達成のために講じる施策（新規就農者の参入、オペレーター等の募集、雇用状況の改善、認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積の促進、生活環境の整備等）について、地域の実情を踏まえ以下のように定める。

(1) 生産性・収益性の向上に関する目標

ア 農業機械・施設の共同利用を進める。

田畑の耕起、収穫、乾燥調整については、生産組織の農業機械・施設の共同利用を促進し、効率的な農作業の実施を図る。

イ 農作業の共同化を進める。

水稻の育苗・防除については、生産組織を中心に共同作業を行って、効率的な農作業の実施を図る。

ウ 農地の利用集積を進める。

土地利用型の農業を効率的に行うため、関係機関、関係団体と連携し、地域における土地利用調整を集団化、連担化した条件で担い手に農用地が、集積化されるよう努める。

エ 高付加価値型農業の推進を図る。

既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新品目導入を推進するとともにこれらの作物及びその加工品・を直売施設等で販売し、高付加価値型農業を推進する。

(2) 担い手の定着に関する目標

ア 新規就農者の参入を図る。

イ 農用地利用集積促進事業等により担い手への農用地の面的集積を図る。

(3) 生活環境の整備等に関する目標

集落内に居住するすべての者の生活の安定や豊かさを実感し得ることが重要であり、このため、生活環境、社会環境整備など定住条件の整備を積極的に推進する。

(4) その他地域の実情を踏まえた目標

ア 畜産業においては、衛生的な環境づくりに積極的に努め、資源循環型社会への移行のために、適切な措置を講ずることにより、健全な発展を図る。

イ 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行なう高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、それ以外の兼業農業者等にも農業経営基盤強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を得られるように努める。

## 9 実施状況の公表及び評価

前橋市長は、中間年評価として、令和4年度の実施状況の確認に併せて令和4年度中に集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行う。

なお、前橋市長は、当該協定の取組が計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。

## 10 その他必要な事項

(1) 集落の実状に応じて集落協定に盛り込むべき事項は以下のとおりとする。

ア 農用地に関連する土地改良事業の概要

イ 現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要

ウ 協定認定後の地目の変更の内容

(2) 農業生産条件強化のための自己施工として、前橋市長が地域の実情を踏まえて必要と認めるものは以下のとおりとする。

集落協定の参加者が行う共同作業による、ほ場整備、棚田の石垣・法面の改良、農道の整備、水路の整備、防風林の設置、それらに準じる生産条件を向上させる改良措置。

### (3) 荒廃農地の復旧に対する支援